

災害援護資金について

自然災害で負傷または、住居・家財に被害を受けた市民である世帯主に対して、生活の立て直しのために資金の貸付を行う制度です。

対象となる災害

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害

貸付の対象者

以下の被害を受けた世帯の世帯主であり、所得条件を満たす場合

(1) 世帯の被害

- ・療養に要する期間が概ね1ヵ月以上である世帯主の負傷
- ・家財の被害金額がその価額の概ね3分の1以上である損害
- ・住居が半壊以上の損害

(2) 所得制限

世帯人員数	前年の総所得金額
1人	220万円未満
2人	430万円未満
3人	620万円未満
4人	730万円未満
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満
※ただし、その世帯の住居が滅失した場合は、1,270万円とする。	

貸付限度額

貸付限度額は、被害の種類・程度等に応じて金額が異なります。

被害の種類 及び程度	左欄の状況である 場合	世帯主の1ヵ月以上 の負傷が重なる 場合	住居を建て直す場 合	世帯主の1ヵ月以上 の負傷と住居の 建て直しが重なる 場合 等
世帯主の1ヵ月以上 の負傷	150万円	—	—	—
家財の1/3以上の 損害	150万円	250万円	—	—
住居の半壊	170万円	270万円	250万円	350万円
住居の全壊	250万円	350万円	350万円	—
住居の全体が滅失 又は流出	350万円	—	—	—

貸付条件

利率等については以下のとおりです。

利率等	内容
利率	○保証人を立てた場合：無利子 ○保証人を立てなかった場合：年1%（据置期間中は無利子）
据置期間	3年
償還期限	10年
償還方法	元利均等
償還周期	年賦償還、半年賦償還、月賦償還 ※繰り上げ返済ができます
違約金	年5%

必要書類

必要書類		備考
災害援護資金借入申込書(様式)	○	押印(認印)が必要。
住民票の写し	○	本籍地、続柄、世帯全員分の記載があるもの
所得課税証明書	○	世帯全員の令和7年度分(令和6年度分)
本人確認書類の写し	○	世帯主のマイナンバーカード、運転免許証の写し
暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(様式)	○	暴力団員であるか否かの確認のため、福岡警察本部に対して照会します。
医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書	△	世帯主の負傷による申し込みの場合必要 (原因が令和7年8月豪雨であるもの)
り災証明書の写し	△	住居の損害による申し込みの場合
家財の被害状況が分かる写真等	△	家財の損害による申し込みの場合
申立書(様式)	△	・自己所有の住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等の事情がある場合 ・その他特別の事情がある場合 ※提出の要否は個別対応
意見書(様式)	△	生活保護受給中の場合のみ。 担当ケースワーカーに記入を依頼します。

○：必須 △：該当者のみ

・保証人の必要書類

必要書類		備考
本人確認書類の写し	○	世帯主のマイナンバーカード、運転免許証の写し
住民票の写し	○	保証人分
所得課税証明書	○	保証人の令和7年度分(令和6年度分)
暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(様式)	○	暴力団員であるか否かの確認のため、福岡警察本部に対して照会します。
意見書(様式)	△	生活保護受給中の場合のみ。 担当ケースワーカーに記入を依頼します。

○：必須 △：該当者のみ

お問い合わせ先：市防災安全課 TEL 0940-43-8107